

郡上市北部子ども発達支援センターたんぼぼ

「児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援」

重要事項説明書

当事業所は、
児童発達支援・放課後等デイサービス（岐阜県指定 第2151000045号）
居宅訪問型児童発達支援（岐阜県指定 第2151000052号）
保育所等訪問支援（岐阜県指定 第2151000052号）の指定を受けています。

当事業所は、利用者に対して児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援を提供します。事業所の概要や提供サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は原則として児童通所給付費の支給決定を受けた方が対象となります

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業日並びにサービス提供時間及び利用定員について	2
5. 職員体制について	3
6. 当事業所が提供するサービス内容について	4
7. 当事業所が提供するサービスと利用者負担金について	4
8. サービスの利用に関する留意事項について	4
9. サービス実施の記録について	5
10. 虐待の防止について	5
11. 身体的拘束等について	5
12. 緊急時の対応について	6
13. 非常災害時の対策について	6
14. 事故発生時の対応について	6
15. 苦情の受付について	6

1. 事業者

名 称	郡上市
所在地	岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
電話番号	0575-67-1121
代表者氏名	郡上市長 山川 弘保

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援・放課後等デイサービス 令和6年8月1日指定 岐阜県指定 第2151000045号 居宅訪問型児童発達支援 令和7年1月1日指定 岐阜県指定 第2151000052号 保育所等訪問支援 令和6年8月1日指定 岐阜県指定 第2151000052号
事業所の目的	日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活に適応するために必要な指導を行う。
事業所の名称	郡上市北部子ども発達支援センターたんぼぼ
事業所の所在地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥359-25
電話番号	0575-82-3116
責任者氏名	垣本 紀江
事業所の運営方針	児童の療育を行うことにより発達支援ならびに家族支援を行う。
開設年月日	昭和62年 4月 1日
第三者評価	実施無し

3. 事業実施地域

郡上市全域

4. 営業日並びにサービス提供時間及び利用定員について

種 類	内 容
営 業 日	・月曜日から金曜日 (12月29日から1月3日まで及び国民の祝日を除く。)
営業時間	・午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	【児童発達支援・放課後等デイサービス】 午前9時から午後5時まで ※指導時間については、利用者と相談のうえ決定します。 【居宅訪問型児童発達支援】 1回あたりの訪問時間は、営業時間内で利用者と相談のうえ決定します。 【保育所等訪問支援】 1回あたりの訪問時間は、営業時間内で利用者と相談のうえ決定します。

利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日合計10名 児童発達支援 10名以内 放課後等デイサービス 10名以内
------	---

5. 職員体制について

職 種	業 務 内 容 と 従 業 員 数
管 理 者	<p>常勤1名（兼務有り）</p> <p>管理者は、職員の管理、児童通所支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p>
児童発達支援管理責任者	<p>常勤1名</p> <p>ア 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する支援通所支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定通所支援の目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成します。</p> <p>ウ 通所支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を保護者に交付します。</p> <p>エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行います。ともに、少なくとも6か月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。</p> <p>オ 利用申込者の利用に際し、指定通所支援事業等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握します。</p> <p>カ 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>キ 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>

指導員 (児童指導員又は 保育士)	児童発達支援 児童指導員・保育士 2名以上 放課後等デイサービス 児童指導員・保育士 2名以上 居宅訪問型児童発達支援 訪問支援員 2名以上 保育所等訪問支援 訪問支援員 2名以上 通所支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し適切に指導等を行います。
-------------------------	--

※当事業所では、児童福祉法及び岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を遵守し、指定児童発達支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービス内容について

- (1) 通所支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - ア 日常生活訓練
日常的動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
 - イ 集団生活適応訓練
会話、手話、ソーシャルスキルトレーニング等
 - ウ 機能訓練
理学療法、言語療法、感覚統合等
 - エ 創作的活動
絵画、工作、園芸等
 - オ 社会生活上の便宜の供与
レクリエーション行事等
 - ク 健康指導
健康チェック、健康相談
 - エ その他、児童の発達に必要と認められる指導
- (3) 介護サービス
更衣、整容等の身体介助
- (4) 前各号に掲げる便宜
(2) 及び (3) に附帯するその他必要な介護、相談、助言等

7. 当事業所が提供するサービスと利用者負担金について

- (1) 提供するサービス
ことばや発達のつまずきを持つ児童に対しケース検討の上、通所支援計画を立て、必要なサービスの提供を行います。

(2) 利用者負担金

平成24年4月の児童福祉法の改正により利用や負担は、1割または家計の負担能力等を斟酌して政令で定めるとされています。郡上市の規定では、子ども発達支援センターについて利用料は全額市負担とし無料としております。ただし、指導上必要な費用については実費負担としております。

8. サービスの利用に関する留意事項について

(1) サービス内容の変更

- ・受給者証の内容に変更があった場合は、できるだけ速やかにお知らせください。また受給者証を確認させていただくことがありますのでご提示くださるようお願いいたします。
- ・決められた日にサービスが受けられないときは、前日までにお申し出ください。実施日の変更についてご相談の上、変更することができます。

(2) 事業者からのサービスの変更

研修その他でやむを得ず実施日を変更させていただくことがありますのでご了承下さい。

(3) 通所給付決定保護者は指定児童発達支援事業を利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、契約者にその内容をご確認いただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、通所支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令（個人情報保護条例）に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご契約者の求めに応じてその内容を開示します。

10. 虐待の防止について

事業者は、児童及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 垣本 紀江
-------------	-----------

(2) 児童や保護者支援をきめ細かく行うことにより、児童に対する虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行います。

11. 身体的拘束等について

事業者は、児童及び他の児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他児童の行動を制限する行為を行わないものとします。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には下記の対策を講じます。

- (1) 態様及び時間、その際の児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための委員会を設置し検討結果について周知します。
- (3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を行います。

1 2. 緊急時の対応について

現に児童通所支援の提供中に児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

協力医療機関名	県北西部地域医療センター 国保白鳥病院	電話番号	0575-82-3131
---------	------------------------	------	--------------

1 3. 非常災害時の対策について

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に1回以上、避難・防災訓練を行います。

1 4. 事故発生時の対応について

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び児童の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った措置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

1 5. 苦情の受付について（契約書第14条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口にて受け付けます。

- 郡上市北部子ども発達支援センターたんぼぼ 窓口 電話番号 0575-82-3116
- 市役所窓口 郡上市健康福祉部社会福祉課 電話番号 0575-67-1811
(内線 1120・1122)

苦情受付担当者

苦情解決責任者 管理者 垣本 紀江

※ いずれも受付時間は、8時30分から17時15分までです。

1 6. 支援開始年月日

令和 年 月 日 より、支援提供を開始します。

指定児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行ないました。

令和 年 月 日

事業所名称：郡上市北部子ども発達支援センターたんぼぼ

管理者名：垣本 紀江

説明者名： 印

私は、本書面に基つき事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所：岐阜県郡上市

保護者氏名： 印 続柄：

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援 利用契約書

_____（以下「利用者」という）と郡上市（以下「事業者」という）は、児童の保護者（以下「契約者」という）が事業者から提供される児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援（以下「サービス」という）を受けることについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、事業者が利用者に対して必要な児童福祉法に基づくサービスを適切に提供することを定めます。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、児童通所受給者の給付決定期間に記されている期間とします。
- 2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（サービス計画及び契約支給量）

- 1 事業者は、利用者の通所受給者証（以下「受給者証」という）に記載されたサービスの支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケース検討を行いサービス計画を作成します。この計画は、事業者が契約者に説明して同意を得たうえで作成することとし、契約者はいつでもサービス計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 2 サービス計画は、別紙「通所支援計画書」に定めるとおり行います。
- 3 事業者は、前項のサービス計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 4 契約者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業所に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

事業者は、サービスを提供するために必要な従業者、設備及び備品等を整備し、療育並びに言語指導などのサービスを前条に定めるサービス計画に基づいて適切に提供します。

第5条（利用者負担額及び実費負担額）

前条に定めるサービスに対する利用料は、市長が定める額とし、所定の利用者負担については郡上市が支弁します。ただし、指導上必要とされる経費は実費負担とします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲以内で追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により契約者の希望する期日にサービスの提供ができない場合、

他の利用可能日時を契約者に提示して協議することとします。

第7条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

事業者は、次の各号の義務を遵守するよう努めます。

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。
- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、契約者の質問等に対して適切な説明をします。
- 3 事業者及びサービス従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。契約者は、事業者の開所時間（月曜日から金曜日 8時30分～17時15分）に当該利用者の記録を見ることができます。

第9条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市・契約者に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第10条（契約の終了事由）

本契約は以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合にサービスを終了するものとします。

- (ア) 利用者が死亡した場合
- (イ) 事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (ウ) 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合
- (エ) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (オ) 第11条から13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (カ) 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第11条（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前に事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第12条（契約者からの解約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定めるデイサービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従業者が第8条に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により利用者もしくは契約者等の

生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、次の各号に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1 契約者又は利用者が、他の契約者又は利用者の生命・身体・財物・信用を傷つける事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 2 契約者又は利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

第14条（苦情解決）

契約者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 岐阜県郡上市八幡町島谷228
事業者名 郡上市
代表者氏名 市長 山川 弘保 ⑩

契約者 住所 岐阜県郡上市
(保護者)
氏名 ⑩